

議案第 38 号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 22 年 6 月 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和 41 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年条例第 9 号）第 8 条の 2 第 1 項に規定する時間外代休時間、同条例第 9 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに同条例第 10 条第 1 項に規定する代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (3) 年次有給休暇及び休職の期間

附 則

この条例は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。